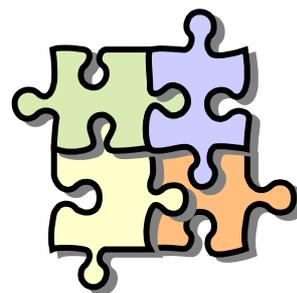


西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第3回会議資料

日時：平成14年12月27日（金）午前9時30分から

場所：丹原町文化会館 小ホール



西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会第3回会議次第

日時：平成14年12月27日（金）9：30～

場所：丹原町文化会館 小ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

報告第13号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会報告について

報告第14号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会報告について

報告第15号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告について

(2) 新規協議事項

協議第8号 条例・規則等の取扱いについて

協議第9号 慣行の取扱いについて

4 その他

(1) 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会(任意)平成14年度歳入歳出決算報告について

(2) 第4回会議の開催日時について

5 閉会

報告第13号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会報告について

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会会議の内容について、別紙のとおり報告する。

平成14年12月27日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

新市名候補選定小委員会 第2回委員会報告書

開催日時：平成14年11月29日(金)午後1時30分～1時50分

開催場所：東予市総合福祉センター 2階会議室

出席委員：委員8名中7名出席

1 審議事項 新市名の選定方法について

(案1)

西条市、東予市、丹原町及び小松町のうち、いずれかの市町の名称を採用する。

(案2)

西条市、東予市、丹原町及び小松町とは別に、新しい名称をつける。

(案3)

西条市、東予市、丹原町及び小松町の名称を含めた中で、名称をつける。

《意見》

- * 先例地でもこのような3案で審議しているようで、かなり論議していると聞いている。
慎重な審議をする為、議会や住民の声も聴いてみたいと考えており、それから審議してはどうか。
- * 慎重に論議すべき案件であり、住民の声も色々聴いた上で審議すればよいのではないか。

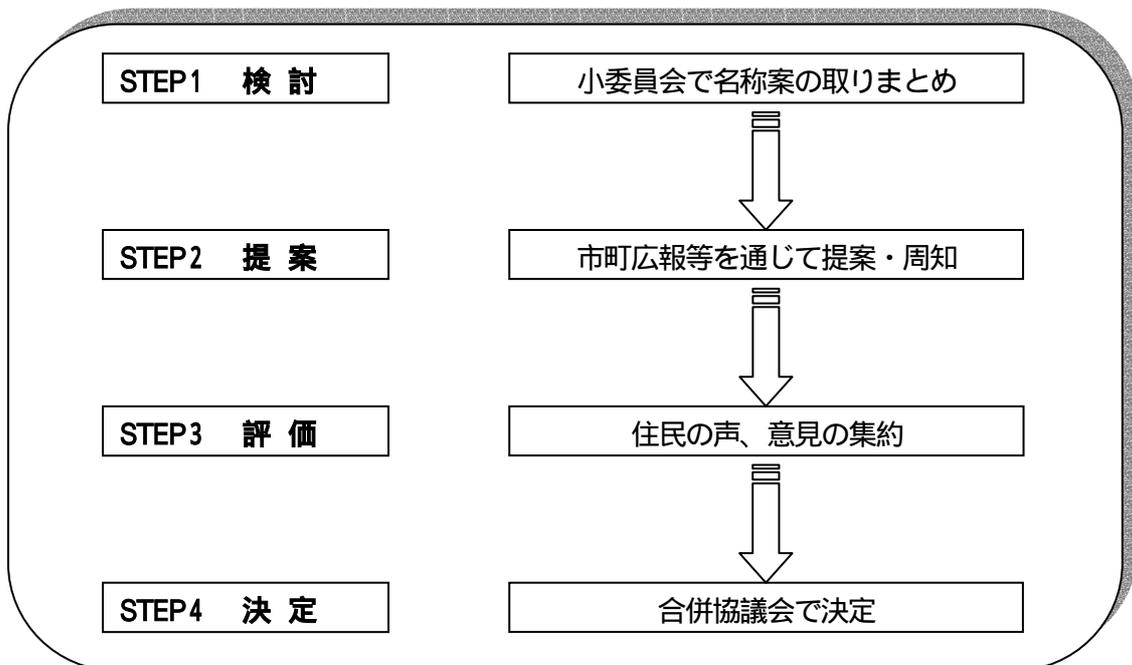
《審議結果》

継続審議とすることで、全員異議なし。

2 審議事項 今後の進め方について

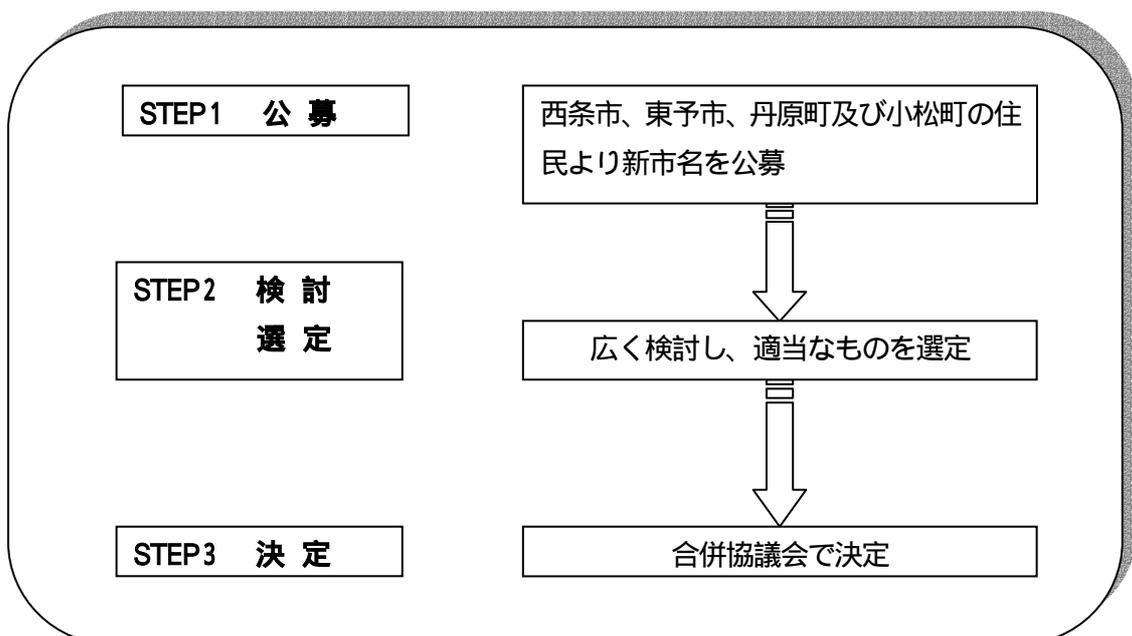
(案1)

歴史や地域特性などを踏まえる中で、小委員会で新市の名称案（数点）をとりまとめ、合併協議会だよりや市町広報等を通じて周知を図り、住民の意見を聴くなかで合併協議会において最終的に決定する。



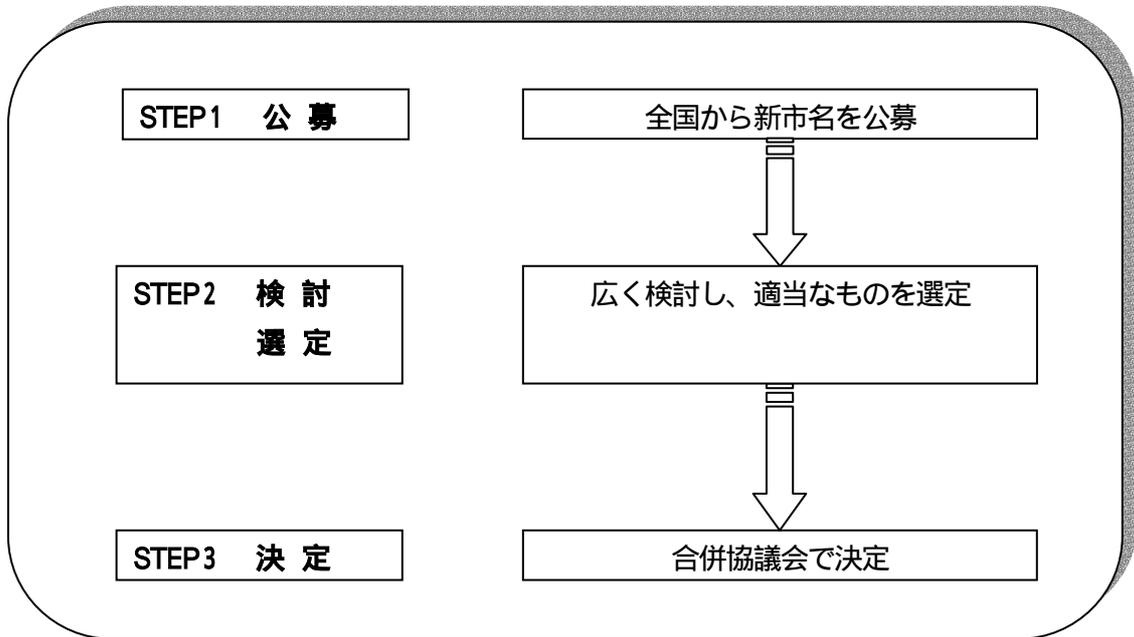
(案2)

2市2町の地域内公募により新市名を募り、小委員会において、これらの中から適当なものを検討・選定し（数点）、合併協議会において最終的に決定する。



(案3)

全国一般公募により新市名を募り、小委員会において、これらの中から適当なものを検討・選定し(数点)、合併協議会において最終的に決定する。



《意見》

* この案件については、審議事項 と関連した案件であり、審議事項 と同様に、持ち帰り、議会関係者や色々住民の声を聴いて反映していくことが望ましいのではないかと思う。継続審議としてはどうか。

《審議結果》

継続審議とすることで、全員異議なし。

3 その他

(1) 第3回小委員会の開催日程について

報告第14号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会
報告について

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会会議
の内容について、別紙のとおり報告する。

平成14年12月27日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

新市の事務所の位置検討小委員会 第1回委員会報告書

開催日時：平成14年11月22日（金）午後2時30分～3時10分

開催場所：東予市総合福祉センター 2階会議室

出席委員：委員12名中12名出席

1 委員長及び副委員長の選任について

委員長 岡田 初（丹原町議会議長）

副委員長 荳田 元近（東予市議会議長）

2 報告事項 新市の事務所の位置検討小委員会の役割について

新市の事務所の位置検討小委員会は、同小委員会規程第2条の規程に基づき、合併協議会から付託された次の事項について調査又は審議を行うことが報告されました。

ア．庁舎の建設の是非 イ．新市の事務所の事務の方式 ウ．新市の事務所の位置

3 報告事項 事務所の事務の方式について

庁舎の配置の仕方には、住民サービス後退の回避、住民の感情への配慮や現庁舎の活用という現実面も考慮し、大きく分けて、本庁方式、分庁方式、総合支所方式の、3つの方式があり、それぞれの方式にはメリット・デメリットがあるため、多角的な検討を行った上で、合併協議会にて基本の方針を決定しなければならないということが報告されました。

4 報告事項 新市の事務所の位置検討に当たっての留意事項について

地方自治法では、「事務所の位置を定め又は変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮を払わなければならない。」（4条第2項）と規定されていることなどの留意事項について報告されました。

5 審議事項 今後のスケジュールについて

小委員会は原則として、月1回開催し、平成15年6月下旬までに7回の小委員会を開催し、小委員会の結論を出し、協議会へ提案するスケジュールについて審議を行いました。

《意見》

- * この問題は重要な問題であり、持ち帰って協議することがあると思うが、そのことを考慮して、スケジュールを作らなければならない。

《審議結果》

- * 事務局の提案どおり承認された。

6 その他

(1) 第2回小委員会の開催日程について

日時：平成14年12月14日(土) 午後2時~

場所：西条市役所5階大会議室

新市の事務所の位置検討小委員会 第2回委員会報告書

開催日時：平成14年12月14日(土)午後2時～3時

開催場所：西条市役所 5階大会議室

出席委員：委員12名中12名出席

1 報告事項 2市2町の庁舎の現況について

2市2町の庁舎のレイアウト図を示し、現状把握をするため、各課室等の配置状況について報告がありました。

2 審議事項 庁舎の建設の是非について

まず、庁舎の建設の是非について、建設するのかもしれないかの審議が必要であり、本庁方式で建設する場合、庁舎面積が約20,000平方メートル程度必要であることが報告されました。

新庁舎を建設する場合には、一番目に新しい場所に建てるのか既存の施設を一部利用するのか、次には建設時期をいつにするのか、合併特例債を適用するのかどうか等について検討が必要であること。合併特例債を適用するためには、新市建設計画に位置づけが必要であること。新庁舎を建設しない場合には、事務所の事務の方式について検討しなければならないこと等が報告されました。

また、現状の説明として、西条市役所の本庁では219名、東予市役所の本庁で153名、丹原町役場が92名、小松町役場が65名の正規職員が勤務していることが報告されました。

引き続き、委員長から庁舎の建設の是非については、第2回と第3回で審議されることが報告され審議を開始し、次のような意見が出されました。

《意見》

- * 新市の一体性を速やかに図り、合併の大きなメリットである職員数の削減を実現するため、新庁舎の建設は必要である。先例地でも職員数の削減によって、かなりの財源を生み出している。新市建設計画に盛り込み、合併特例債を使って建設すべきである。
- * 新庁舎は建設すべきである。現時点では方向性だけを決めて、新市になってから特別委員会等を組織して検討すればいいのではないかと。いずれにしても、新しい首長、議員へ任せるべきである。
- * 新庁舎の建設は必要ないと思う。合併特例債を使っても借金は残るので、新庁舎の建設は合併の目的である経費削減という趣旨に反するのではないかと。
- * 今の厳しい時代に、新庁舎建設で合併特例債464億円のうちから多額の費用を使うこ

とには疑問がある。新市発足後検討するというゆるやかな表現とし、具体的な検討は新市での議論に任せるべきではないか。

- * 新庁舎は、合併後に建設するというので、新市建設計画には明確な位置づけをするのではなく、ゆとりを持たせた表記にしておき、新市の体制の中で検討するべきではないか。
- * この審議は持ち帰り、それぞれで協議する必要がある。もう少し時間をかけて審議してはどうか。

《審議結果》

継続審議とすることで、全員異議なし。

3 その他

(1) 第3回小委員会の開催日程について

第1回の委員会で第3回の開催を15年1月中旬に予定していたが、2月も含めて日程調整することで、了承されました。

報告第15号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告について

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会会議の内容について、別紙のとおり報告する。

平成14年12月27日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

付属資料P. 1～3参照

新市建設計画策定小委員会 第4回委員会報告書

タウンウォッチング実施要領

1 目 的

新市建設計画策定小委員会においてタウンウォッチングを実施することにより、2市2町の行政区域全体から見た公共施設の配置状況や現在進行中又は計画中のプロジェクト等を把握するとともに、新市将来構想・新市建設計画作成のための基礎資料とする。

2 実 施 日 平成14年11月28日(木)[1日間]

3 集 合 場 所 西条市総合文化会館エントランスホール(解散場所同じ)

4 集 合 時 間 午前8:20(出発8:30)

5 視 察 施 設 [付属資料P.1~2]のとおり

6 施 設 選 定 条 件

各市町が視察を必要と認める次の条件に該当する施設

- (1) 各市町管内の公共施設
- (2) 合併前後において完成が予定される公共施設
- (3) その他各市町が必要と認める施設

7 視 察 参 加 者 新市建設計画策定小委員会委員及び関係職員

8 随 行 及 び 説 明 者

- (1) 合併協議会事務局及び各市町関係職員(説明は原則、計画班長が対応)
- (2) 視察施設の内容により、各市町の担当者が補足説明

9 視 察 行 程 [付属資料P.3]のとおり

10 説 明 時 間 原則1施設につき5分(ただし、バス中の説明は除く)

11 そ の 他

次回以降の小委員会において、視察施設等を含めた公共施設全般に対する感想をはじめ、施設の配置状況やプロジェクトの概要から見た新市のまちづくりに関する意見をいただく。

協議第 8 号

条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 14 年 12 月 27 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

条例・規則等の取扱いについて
<p>条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの4 失効するもの

付属資料 P . 4 ~ 6 参照

協議第9号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成14年12月27日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

慣行の取扱いについて
1 市章については、合併後新たに定める。
2 市民憲章については、合併後新たに定める。
3 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。
4 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。
5 都市宣言等については、合併後調整する。

付属資料P.7～9参照

4 その他

(1) 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会(任意)平成14年度歳入歳出決算報告について

(2) 第4回会議の開催日時について

日 時 : 平成15年1月31日(金)午後1時30分から

場 所 : 石鎚山ハイウェイオアシス館

合併協議項目 協議状況一覧表

協議項目	提案年月日	確認年月日	確認結果
1 合併の方式	H14.10.7	H14.10.7	新設(対等)合併とする。
2 合併の期日	H14.10.7	H14.10.7	H16.11.1を目標とする。
3 新市の名称			
4 新市の事務所の位置			
5 財産の取扱い			
6 議会議員の定数及び任期の取扱い			
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い			
8 地方税の取扱い			
9 一般職の職員の身分の取扱い			
10 地域審議会の取扱い			
11 特別職の職員の身分取扱い			
12 条例・規則等の取扱い	H14.12.27		
13 組織及び機構の取扱い			
14 一部事務組合等の取扱い			
15 使用料・手数料等の取扱い			
16 公共的団体等の取扱い			
17 補助金・交付金等の取扱い			
18 町名・字名の取扱い			
19 慣行の取扱い	H14.12.27		
20 行政連絡機構等の取扱い			
21 各種事務事業の取扱い	—————	—————	—————
(1)国民健康保険事業関係			
(2)介護保険事業関係			
(3)福祉関係			
(4)保健関係			
(5)環境衛生関係			
(6)消防防災関係			
(7)人権・同和対策関係			
(8)農林水産関係			
(9)商工観光関係			
(10)都市計画関係			
(11)建設事業関係			
(12)上・下水道事業関係			
(13)教育関係			
(14)電算システム関係			
(15)情報公開関係			
(16)広報広聴関係			
(17)その他の事務事業			
22 新市建設計画			